

## 平成29年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成30年1月26日(金) 午後2時00分から午後3時5分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番 南 忠明	2番 出口 幸博	3番 山崎 早苗	6番 今里 誠一
8番 山本 実雄	10番 山下 富雄	11番 谷川 基晴	2番 奈留 敏弘
13番 角田 隆章	14番 上村 孝幸	15番 岩田 弘孝	16番 尾崎 初雄
17番 林 賢市	18番 寺坂 誠一	19番 山田 勝久	

4. 欠席委員(4名) 4番 平田 光昭 5番 荒木 富男 7番 中村 耕二  
9番 古里 善秀

5. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

6. 日 程

議案第56号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第57号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第58号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第59号	贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第60号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について  
会議等報告・予定について  
その他

□事務局長

平成 29 年度第 11 回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、4 番平田光昭委員、5 番荒木富男委員、7 番中村耕二委員、9 番古里善秀委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 19 名中 15 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さんこんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 11 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 56 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。続いて議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。議案第 56 号、1 番、土地の所在地、〇〇町、樹園地、外樹園地 1 筆、畑 2 筆、4 筆合計 6,058 m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、父より譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、娘に譲り渡して新規就農を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1 月 17 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 56 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1 番は許可されました。

次に、議案第 56 号の 2 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 1,102 m<sup>2</sup>。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、当該地を譲り渡して規模縮小する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1 月 17 日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 56 号の 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2 番は許可されました。

次に、議案第 56 号の 3 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆、外田 1 筆、2 筆合計 5,041 m<sup>2</sup>。借受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。貸出人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。借受理由、父より借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、息子に貸し出して新規就農を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1 月 17 日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 56 号の 3 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番は許可されました。

次に、議案第56号の4番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

4番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆5,395㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、父より譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、息子に譲り渡して新規就農を支援する。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、1月17日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第56号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、4番は許可されました。

次に、議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。4・5ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。6ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権設定が田72筆、畑39筆、樹園地3筆の計114筆で、面積が192,230㎡。所有権移転につきましては、田4筆、畑15筆で面積が22,286㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委

員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

7ページをご覧ください。

(議案第57号利用権設定の1番を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第57号、利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第57号利用権設定の2番1から23番、所有権移転の24番から26番3を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは2番からご説明いたします。なお、2番各号につきましては中間管理事業によるものです。

(議案第57号利用権設定の2番1から23番、所有権移転の24番から26番3を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 57 号、利用権設定の 2 番 1 から 23 番、所有権移転の 24 番から 26 番 3 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。議案第 57 号利用権設定の 2 番 1 外 39 件、所有権移転の 24 番外 4 件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 57 号 2 番各号の利用権設定に係る配分計画及び合意解約に伴う新たな配分計画であります。それでは、議案についてご説明いたします。

（議案第 58 号農地利用配分計画の 1 番から 6 番を朗読）

以上、1 番から 6 番までの配分計画案につきましては適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 58 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番から 6 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 5 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 59 号贈与税等納税猶予に関する適格者証明及び引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

24 ページをご覧ください。既に納税猶予制度の特例を受けている受贈者は、3 年に一度、農業経営を継続していることを税務署及び長崎県へ届け出る必要があり、その際は、農業委員会から引き続き農業経営を行っている旨の証明を受けることとなっております。

今回、対象となりますのは、〇〇〇〇外 21 名でございます。今回、議案としております対象者につきましては、先日開催されました各地区協議会におきまして、引き続き農業経

営を行っている旨確認をいただいております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 59 号の贈与税等納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明 22 件を証明することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号の贈与税等納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明 22 件は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

26・27 ページをご覧ください。今月行なわれました地区協議会において、対象地の現況確認と農地、非農地の判断をいただいた結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは田 2 筆、畑 15 筆で、合計面積は 15,206 m<sup>2</sup>となっております。4 月からの累計は田 30 筆、畑 208 筆、樹園地 3 筆で、面積合計は 242,005 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに「新ながさき農業バックアップ大作戦」の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. その他

○議長

本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 11 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。